

未熟児養育医療を受ける方へ

未熟児養育医療とは、母子保健法第6条第6項に規定する未熟児(※)であって、医師が入院養育を必要と認める未熟児を対象として、指定養育医療機関での入院養育に必要な医療の給付を行う制度です。

診察、薬剤または治療材料の支給、移送の給付などを受けられます。(おむつ代、リネン代、差額ベッド代は対象外となります。)

※出生時の体重が2,000g以下か、一般機能、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸のいずれかに症状があるもの

手続き方法は.....

個人番号(マイナンバー)を利用する事務となっています。下記の書類と、申請者(保護者)の方の①マイナンバーカード、②免許証等来庁者の本人確認ができるもの、③お子さんの健康保険証④お子さんの子育て支援医療証をご持参の上、申請窓口でお手続きください。

【申請書類等】

- 1 養育医療給付申請書 **【申請者本人が自署】**
保護者の方が、必要事項を記入してください。
- 2 養育医療意見書
指定養育医療機関の主治医から記入してもらいます。
- 3 世帯調書
同居している家族全員(お子さん本人含む)について職業(勤務先)の欄まで記入してください。保護者の方を含め大人の方全員のマイナンバーも記入してください。
- 4 子育て支援医療充当依頼書 **【依頼者(申請者)本人が自署】**
自己負担額に子育て医療給付から充当することを依頼するものです。
- 5 同意書 **【同意者全員が自署】**
世帯の市民税額に応じて自己負担額が決定されます。決定するために市が所得金額などの地方税情報等を取得することに同意するというものです。大人の方全員の自署が必要です。
同居で別世帯の方は、同意書(生計同一者用)の提出が必要です。
- 6 低体重児出生届 **【申請者本人が自署】**
保護者の方が、必要事項を記入してください。

医療券の交付は.....

申請書類がすべて揃ってから審査をし、1~2週間程度で承認・不承認が決定されます。
審査の結果承認されますと、養育医療券が交付されます。ご自宅に郵送します。

医療券の有効期間は.....

主治医が意見書に記載する医療を開始した日から医療終了予定日を含む月の末日までとなります。
ただし、診療予定期間が6ヶ月を超える場合は、医療開始日から6ヶ月を超えた日を含む月の末日までとなります。

変更届について.....

- 次の場合は、変更届の提出が必要になります。用紙を送付しますので、裏面窓口にご連絡ください。
- (1) お子さんの住所、氏名、加入保険が変更になったとき
 - (2) 申請者の住所、氏名が変更になったとき
 - (3) 市外に転出するとき

納入方法は.....

それぞれの所得状況に応じた一部自己負担額があります。(裏面「自己負担額一覧表」参照)
金額については自己負担額(月額)を日割りで算定し決定します。後日、市から「納入通知書」を送付しますので、指定期日までに金融機関などから納めていただくことになります。

※「納入通知書」は、受診月の2~3ヶ月後に受診月ごと自宅へ郵送します。納入期限を守って納付して下さい。

自己負担額一覧表

階層区分			徴収金等の額（月額）
A	生活保護世帯及び支援給付受給世帯		0円
B	市町村民税非課税世帯		2,600円
C	市町村民税均等割のみ課税世帯		5,400円
D1	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	所 得 割 額	15,000円以下
D2			15,001円以上 21,000円以下
D3			21,001円以上 51,000円以下
D4			51,001円以上 87,000円以下
D5			87,001円以上 171,300円以下
D6			171,301円以上 252,100円以下
D7			252,101円以上 342,100円以下
D8			342,101円以上 450,100円以下
D9			450,101円以上 579,000円以下
D10			579,001円以上 700,900円以下
D11			700,901円以上 849,000円以下
D12			849,001円以上 1,041,000円以下
D13			1,041,001円以上 1,222,500円以下
D14			1,222,501円以上 1,423,500円以下
D15			1,423,501円以上

※保護者自己負担額は、上記の徴収金等の月額から子育て支援医療費で負担される額を差し引いた残りの金額になります。

県指定養育医療機関については、事前にお問い合わせください。



鶴岡市 国保年金課 国保医療係
〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市 健康福祉部 国保年金課
TEL 0235-35-1292 内線 124

◆書類の記入などわからないことがありましたらご連絡ください。

(R3. 9~)